二一　所得税法等の一部を改正する法律（平成一七年法律第二一号）の一部改正関係
　農地法の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五五条関係）
二二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係
　適格簡易請求書の交付について、書面による交付に代えて当該適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供によることができることとした。（所得税法等の一部を改正する法律第五条関係）
二三　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第八号）（財務省）

1　個別品目の基本税率等の見直し
　ラミー糸及び剣道用の小手の基本税率の撤廃等を行うとともに、化粧品及び繊維製品の一部品目について分類を簡素化し税率を統一することとした。（関税定率法別表等関係）

2　金の密輸入に対応するための罰則の引上げ
　許可を受けないで輸出入する等の罪等に係る罰金額を引き上げることとした。（関税法第一一条及び第一一二条関係）

3　暫定税率の適用期限の延長等
㈠　平成三〇年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の輸入基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を一年延長することとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三～第七条の六及び別表第一等関係）
㈡　輸入申告された貨物が特恵受益国の原産品であることを確認するための手続等に係る規定を整備することとした。（関税暫定措置法第八条の四関係）

4　この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（法律第九号）（農林水産省）

1　法の有効期限を五年間延長し、平成三五年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第一〇号）（金融庁）

1　少額短期保険業者に関する特例措置の延長
　平成三〇年三月三一日までとされている少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、その期限を平成三五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一六条第一項関係）

2　施行期日
　この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一一号）（環境省）

1　政府は、当分の間、引き続き、大気の汚染による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付することとした。（附則第九条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（法律第一二号）（内閣府本府）

1　子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当
㈠　子どものための教育・保育給付の費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（2の㈠において「施設型給付費等負担対象額」という。）の満三歳未満児相当分については、その六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てることとした。（第六六条の二第一項関係）
㈡　全国的な事業主の団体は、㈠の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。（第六六条の二第二項関係）

2　拠出金
㈠　一般事業主から徴収する拠出金の対象に子どものための教育・保育給付の費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満児相当分の費用に限る。）を追加することとした。（第六九条第一項関係）
㈡　拠出金の率の上限を一、〇〇〇分の四・五に引き上げることとした。（第七〇条第二項関係）

3　保育充実事業
㈠　保育の実施への需要が増大している市町村は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、保育に係る子ども・子育て支援に関する事業（以下「保育充実事業」という。）のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援計画に定め、行うことができることとした。（附則第一四条第一項関係）
㈡　㈠の市町村以外の市町村においても、当分の間、特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援計画に定め、当該保育充実事業を行うことができることとした。（附則第一四条第二項関係）
㈢　国は、保育充実事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助することができるものとするとともに、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、関係市町村等との協議会を組織することができることとした。（附則第一四条第三項及び第四項関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　施行期日等
㈠　特別会計に関する法律（平成一九年法律第二三号）について所要の改正を行うこととした。（改正法附則第二項関係）
㈡　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（改正法附則第三項関係）
㈢　この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（外務省）

1　子女教育手当に係る自己負担額を改定することとした。（第三条関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（国土交通省）

1　道路局に国道・技術課及び環境安全・防災課を置くこととした。（第一〇五条、第一一〇条、第一一条及び附則第一八条関係）

2　道路局企画課の所掌事務を変更することとした。（第一〇九条関係）

3　海事局に海技課を置くこととした。（第一四〇条及び第一五四条関係）

4　海事局総務課、安全政策課及び船員政策課の所掌事務を変更することとした。（第一四一条、第一四二条及び第一四四条関係）

5　地方気象台の数を五五とすることとした。（第二四二条関係）

6　運輸安全委員会事務局総務課及び参事官の所掌事務を変更することとした。（第二四三条の三及び第二四三条の四関係）

7　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（内閣府本府）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令別表第一〇号について、所要の規定を整理することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。